

議案第 25 号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

佐倉市飯野台観光振興施設

2 指定管理者となる団体

千葉県千葉市美浜区真砂三丁目 3 番 7 号

株式会社塚原緑地研究所 代表取締役 塚原道夫

3 指定の期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで

平成 28 年 11 月 28 日提出

佐倉市長 巖 和 雄